1991年6月3日発行

みなみかわち 町議会速報（第64号）

発行者：村尾光子（TEL:44-5418）
連絡先：南河内町薬師寺3，238～2
グリーンタウン 122街区3

平成3年度がスタートして早くも丸2か月が過ぎました。
遅くなりましたが
平成3年第1回定例会（3月7～16日）と
平成2年第3回臨時会（12月25日）の
報告を致します。

《審議事項》

H.2年諮問第 1号	人権擁護委員の推薦について	賛成全員	承認
議案第38~40号	議員報酬・町長等特別職並びに職員の給与等に関する条例改正	賛成多数	可決
41号	町職員の退職手当に関する条例廃止	〃	〃
42号	土地取得について(祇園小数地)	賛成全員	〃
43・44号	H.2年度町会計補正予算(2件)	〃	〃
H.3年同意第 1号	町監査委員の選任同意について	〃	〃
議案第 1号	固定資産税等の納期の特例条例	〃	〃
2号	町教育研究所設置条例制定	〃	〃
3号	町職員の勤務時間等に関する条例改正	〃	〃
4号	町水道事業給水条例改正	〃	〃
5・6号	H.2年度町会計補正予算(2件)	〃	〃
7~10号	H.3年度町会計予算(4件)	〃	〃
発議第 1号	湾岸戦争での和平努力等の意見書	〃	採択
陳情第 1号	国庫負担率の復元・拡充を求める陳情	〃	〃
発議第 2号	〃 意見書	〃	〃

※議案等の番号は暦年毎の通し番号です

一般質問；舘野正明・村尾光子・舘野鉄男の3議員

もくじ

村尾光子の一般質問



問1．女性のための行政について

(1)新総合計画では女性の地位向上を目指すものの、施策は数年前に約束したにも拘らず、あらゆる行政分野については網羅されていない。総合計画とは別計画として、女性のための行政計画を策定されたい。

【答】教育水準の向上、経済社会の急激な発展に伴い、女性のライフサイクルは大きく変化し社会進出が増加しているが、女性の地位向上を目指すには、日常の広範にわたり取り組み、対応しなければならない。住民、特に女性からの盛り上がりが必要不可欠である。新総合計画では女性の地位向上について取り組むことになっている。行政からの一方的なものにならないよう、推進状況を踏まえ、策定などについて検討する。これらは企画課の所管であるが、担当者は決まっていない。明確にして取り組む。

（企画課長）

☞真の男女平等、女性の地位向上そして社会参加促進を目指すべく、7~8年も前から、町行政としての対応を求めてきた。社会教育課に婦人少年係が設置され、たった1人とはいえ教育委員に女性が登用されたことなど、僅かではあるが変化はあった。しかし，女性を取り巻くあらゆる課題について、総合的に体系的に行政施策を進めるには、町の総合計画に女性問題の視点が位置付けされなければ、効率的で効果的な成果は望めない。しかし、昨年12月の定例会では実にお粗末な新総合計画基本構想を議決してしまった。その分を何らかの形で充実させなければ、との思いで今回質問した。

だが、『女性のための計画を策定せよ』と言っているのに、何度問い直しても『策定等を検討する』という実に歯切れの悪い答え。要するに策定するのかしないのか、本会議では結局分からなかった。

後日、答弁者にこの答弁の意味するところを聴いた。『あれは策定するということです。町長の手前、明言できなかった。』本会議で言ってくれたら、もっとすっきりした再質問ができたのに・・・と思いつつ、もはや男女間の差別はないと認識している現町長下ではさもありなんと、いささか職員に同情した。

また、驚いたことに、これまでは担当は企画課とはいうものの“誰”が責任をもってこの事項にあたるのか、分掌が決められていなかった。これでは進めようがない。課内の実務は誰が指揮監督するのか・・・！？

とにかくこれからを期待しよう。

(2)策定にあたっては、庁内の連絡調整組織のみならず住民による懇話会・策定委員会などを設置し、住民意向を汲み上げると同時に啓発の一手段とされたい。

【答】新総合計画が新年度からスタートするのに合わせて、懇話会あるいは委員会等の組織化を図りたい。 (企画課長)

☞本来なら、庁内連絡調整組織(関係行政担当課による組織)は過去5年間に取り組むべき計画であった。今度こそしっかりと成り行きを見守りたい。

(3)審議会・委員会などへの女性登用の現状と目標はどうか。

【答】現在、自治法など法律に基づく付属機関などについて8の審議会・委員会に26人(15%)の女性委員を登用している。県・市に比較して多くはないが、そのときの実情に対応した人材の登用は避けられない。組織の目的は多種多様に亙り、目的に応じた人材の登用を考えている。女性の登用は総合計画の中の社会参加の促進の施策により取り組むが、具体的な目標値は明示できない。

(企画課長)

☞審議会・委員会の目的にあった適格な人を登用するのは当然なこと。
しかし、積極的に女性を、と考えるなら何故それなりの努力をしないのだろう。専門分野に応じた人材リストを作る、慣例的な推薦指定団体を見直しする、団体の代表に女性がなりやすい雰囲気を醸成する、などその気になればすべきことはたくさんある。この答弁だけを聞くと、女性は能力がないから起用しないと言われているに等しい。女性登用の目標値を求めるのは、どれほどやる意欲があるのか明らかにして欲しいからだ。数字を掲げるのは決して不可能ではない。下野新聞5月6日付けの論説を御一読願いたい。(p16)

(4)町職員における男女平等の推進状況はどうか。昇給・昇格等についての実態を説明されたい。

【答】高校卒の基準では採用時は主事補(職務分類表の1級)、4年後に主事、10年後に主査(4級)となる。主査・係長は職務分類表では4級あるいは5級の格付けで同格である。課長等は経験・能力など業務全般について判断し登用している。男女の格差はない。 (総務課長)

☞教員はじめ公務員は男女平等がもっとも浸透している職種だとは思う。
しかし、同学歴・同期採用の場合を比較してみても、果して昇格が同じだと言い切れるのだろうか?産休や生理休暇等をとることが、勤務評定されてはいないだろうか?

行政組織は町の内外を問わず、住民が注目している職場だからこそ、平等の徹底を実現し、模範を示して欲しい。無論、女性の職務への熱意と実力そして責任が伴うのは言うまでもないが。町職員組合の中でも、本当に男女の格差はないのか論議を重ねて欲しい。

問2．ごみ問題について
(1)教育現場におけるごみ問題は、どのように取り上げられているか。
教育の一環として積極的に取り組まれたい。

【答】ごみ問題は未来永劫に亘る社会問題であり、本町の分別収集は素晴らしいことと認識している。現行の学習指導要領では小学校3・4年生の社会科副読本の中の『町の人々の暮らしとごみ』の項で学習し、ごみの集め方・処理の仕方等も処理場見学をして理解をしている。H.4年度からの新指導要領でも4年生『人々の生活』の項で廃棄物の処理、5年生『工業生産』の項で環境保全からごみ問題が取り扱われる。中学校では公民的分野の中の『国民生活と福祉』という項で、公害防止・環境保全が取り上げられ、ごみ問題が含まれている。

これらは知的理解のみではなく、いかにごみ問題が大きな問題であるか、意識の定着化を図ると同時に、毎日の生活での実践方法をも指導する。今後とも、それぞれの学年に応じた指導をすべく、現場へ働き掛ける。児童生徒にごみ問題を働き掛けるのは大事であるが、まずは緊急課題として大人の実践課題である。

社会教育面では婦人団体がそれなりに会議などを実施しているので、輪が広がるよう援助したい。今後、庁内で議論し、公民館・社会教育関係・他団体と協議して、公民館講座など学習機会を考えたい。　（教育長）

☞『“生涯学習”の視点での教育現場ではどうか』と質問したが、案の定、はじめの答えは、学校教育についてのみであった。教育現場という表現が適切かどうかは分からないが、いくら生涯学習と言っても、教育長には、現場といえば学校しか思い当たらないのだろう。むしろ、社会教育に力点をおいた答弁を願っていた。再質問では『婦人団体の自主活動を側面から援助する』に留まり、残念ながら行政としての積極的姿勢は少しも窺えなかった。
やっと、『学習機会を考える』と答えたのは再々質問の時だ。

生涯学習ということばになじんで久しいが、未だに町行政の中には全く浸透していない。生涯学習を“一人一人の生活を豊かにすること”のみとしか理解していないからだろう。趣味や個人の教養を高めればそれだけで良しとして、“まちづくり”の礎とは位置付けていないのだ。

南河内町方式のごみ分別収集の意義は何か、何故そうしなくてはならない

のかなど、住民が社会的地域的課題を学び納得しながら実践すること。
これも生涯学習ではないだろうか。住民の自主活動にだけ任せればよいものではない。むしろ、行政が率先すべき段階に来ている。

(2)学校給食での牛乳は紙パックではなく、瓶詰にされたい。




【答】S.62年より瓶から紙パックに替えた。その理由は①調理員の指曲がり病・腰痛などからの健康保持、②飲用時の衛生確保(ストローによる)、③児童生徒の運搬・配膳時の利便性　である。施設・備品など改善されたとはいえ、調理員の職業病上の解決がされていない。変更は考えない。　(教育長)

☞県教育委員会保健体育課によると県内小学校450校のうち354校が、また、中学校174校のうち132校が紙パック使用とのことである(栃木新聞H.3.3/9付)。世の中の趨勢は使い捨てへと流れている。本当に使い捨てを憂えるなら、瓶詰牛乳が扱えるよう条件を整えれば良いのではないか。
　ある人が言った。『私の時代には瓶を詰める箱を小さく作って貰い、運搬は楽でした。』
　本当に不可能なのだろうか。調理員の方々の意見を聞きたい。

(3)ごみの最終処分場は、町行政が主体的に管理・運営すべく処分場用地を確保されたい。

【答】町は町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき収集・運搬を行っており、中間処理(焼却・破砕など—㊟村尾)及び最終処分場については小山広域保健衛生組合で行っている。小山広域保健衛生組合並びに関係市町と更に協議する。
　リサイクルセンターは2月5日に山一カレットと仮契約を締結、ここからの残渣は山一カレットが責任をもって処理することになっている。また、機械設備や運営経費の負担率については国分寺町と協議中であり、運営委託についても小山保健衛生組合と両町とで協議中である。　(町長)

☞町と広域組合の業務分担は分かっていること。現状を踏まえて答えてもらいたい。小山広域では焼却灰や焼却不適の不燃ごみは福井県敦賀市まで業者委託して運んでいる。敦賀市からは他県からの持ち込みはお断りと通告している。年々、値上りする一方の運搬処分委託料は会計を圧迫する。
　金銭では解決できなくなる時期は遠くない。自分で出した廃棄物は自分のところで処分せざるを得ない。条例に明示されているように、小山広域組合が確実に埋め立て地を確保する見通しなら良いが、困難な状況だ。
　他県に依存せず、市町村で処分場を確保するようにとの県の姿勢だ。

長期的視点で町独自に埋め立て地を確保しなければならないと思う。
民営の処分場は種々問題を引き起こして来た。行政直営で設置すべきと思う。『ふれあいプラザ』に8haの用地を予定しているなら、その地下は処分場にしたら良いのではないだろうか。頭ごなしに『南河内町には適地がない』と一蹴せずに、本当に地形的に技術的に不可能なのか、専門家の診断を仰いだらよいではないか。何とも悠長な町長の答弁であった。
焼却しても15%近くの焼却灰が残る。真剣にごみになるもとを減らさなくてはならないのは、言うまでもないが。

問3．幼児・児童関係
(1)幼稚園配置計画と見通しはどうか。



【答】本町開発区域内(グリーンタウン内)に予定されているのは、幼稚園 2、保育所 2である。現在の3,4,5歳児は534人で、このうち薬師寺幼稚園に316人、町外の幼稚園に78人、両保育所に77人が就園しており、未就園児は63人となっている。現在のところ保育所を含めて考えると若干の余裕があると推測できる。

平成7年を推計すると、(就園適齢—㊟村尾) 幼児人口はグリーンタウン内518人、それ以外の町内 377人の合わせて<u>８９５人</u>となる。現在、薬師寺幼稚園は定員は270人であるが、県と合議して平成4年度には380人となると聞いている。しかし、すべて就園するのは非常に困難な見通しである。

幼稚園建設には①(人口発生に波があり)幼稚園経営は一過性のもの ②公立か私立か ③町内保育所との整合性 ④近隣町村の幼稚園・保育所との整合性 などの課題があり、人口が増えたからすぐに設置という訳にはいかない。今後庁内で充分論議と検討をする。

公団では、3年度明けに幼稚園と保育所の公募を行うようだ。公団とも連携を取り話し合いをする。 (教育長)

☞今年度すでに入園を断られた家庭がある。民間の活力を期待するのも一つの手だてだろうが、幼児発生数に波があり経営が難しそうで、更に土地取得に多大な資本が必要となると、果して応募する人があるのだろうか?
経営に不安があるのなら尚のこと、行政が直接乗り出さなければならないのではないか。
国はH.3年度から、これまでは4・5歳児に交付していた幼稚園就園奨励費を3歳児まで枠を広げた。施設すら充分確保できない状況なら、南河内町では3歳児にまで適用することはないと考える。幼稚園・保育所の設置について、本腰を入れて取り組んで貰いたい。

(2)学童保育の早期実現を求める。

平成7年までに児童館を1か所設置して実施するという(総合)計画では遅すぎる。保育所との連携を図るなど最少限でも小学校区毎に対応すべきである。施設設置までの間の措置を求める。

【答】年々留守家庭児童は増加すると推測され、それらに対応するため児童館設置を進める。現在必要としているグリーンタウン内には図書・遊具などを備えた児童館を計画年度内(H.7年まで一㊟村尾)に建設する予定。他の地域も学区毎に、設置場所・人材確保を図りながら、学童保育も含めた 仮称児童育成センターを逐次建設する。

保育所との連携は保育時間との関係から困難であるが、小学校空き教室利用については、各小学校・教育委員会と協議する。(子供の家への)パート人件費については今後の検討課題とする。 (住・福課長)

傍聴感想

私のような政治音痴が、議会傍聴など考えてみたこともなかったのですが、御近所の方に誘って頂いたのをきっかけに、勇気を出して行ってみました。ちょうど村尾さんの一般質問が始まったところに、私は伺いました。

なにもかも初めて見る議会は新鮮な驚きでした。でも、少し時間が経つとワクワクした最初の興奮が、段々とやるせないようながっかりした気持ちに変わっていきました。村尾さんがせっかく良い質問をなさっても、答弁がどれも具体性に欠け、また、少し的をずらしたものになっていたからです。

特にがっかりした答弁は3つあります。

1．ゴミの減量化という見地から、学校給食の牛乳は紙パックではなく瓶にされたい。
　──→ 調理員の腰痛の原因になるので無理。

2．ゴミの最終処分場用地を早期に確保されたい。
　──→ 村尾議員はいつも御立派な意見をおっしゃるので、反対にこちらからどうしたら良いか質問したい。

3．町内唯一の薬師寺幼稚園への入園希望者が定員数を上回っている現状だが、幼稚園予定地の建設計画はどうなっているのか。
　──→ はっきり分からないが、公団が公募を行うと伝え聞いている。

どのような答弁が返ってきても、村尾さんは冷静に再質問をなさっていました。それにしても、もう少し前向きな答弁を期待していたのに残念です。

このような姿勢で町行政が動いていくのなら、このテンポの速い世の中の動きからどんどん遅れてしまいそうな気がしてなりません。

傍聴させて頂いてから、今まで読んでいなかった議会だよりも興味深く読むようになり、また、町の政治も身近に感じられるようになりました。ぜひ、また、傍聴に伺いたいと思っています。 ── GT1区 須原葉子 ──

一般質問（通告順）

①舘野正明議員

1.三昧場溜池の扱いと対応
①環境美化対応について
②所属及び管理権について
③歴史的文化的認識について



【答】現在、薬師寺土地改良区の農業用溜池として使用しているので、管理権は薬師寺土地改良区にある。現況における除草・不法投棄等の環境美化は、薬師寺土地改良区にて対応すべき。
また、溜池の大部分は関東財務局宇都宮財務事務所の財産台帳には未登録地で、財務局では建設省所管の国有財産と考えている。
土地改良区と協議のうえ、利用目的を明確にし、払下げを受けたい。1,016,000㎡と面積が広大なので、法手続きには時間がかかりそうだ。（企課長）
地元の伝承によると、下野薬師寺修行僧の沐浴の場所と言われており、北から玉椿井・上溜井・下溜井と3つあった溜池の下溜井が三昧場溜池である。西側隣接の地蔵林には1390年に建立された地蔵菩薩像がある。（社・教育課長）

2.新旧住民のコミュニティとカルチャーショック
(1)ふれあいプラザの位置選定は

【答】ふれあいプラザはコミュニティづくりの重要な拠点となろう。庁内推進体制を図り、基本設計と合わせて、位置選定する。施設の有効利用を考えソフト事業まで発展させたい。（企画課長）

(2)合唱団を育成してはどうか

【答】公民館利用者が増えるのは喜ばしく、合唱仲間の自主グループができることを歓迎している。それらを側面から指導・助言する。（公民館館長）
文化活動はあくまでも住民の自主的発想に基づいて生まれるもので、初めから行政が直接介入するのは好ましくない。芸術文化に接する機会の提供、積極的に参加できる体制づくりに努める。（社・教育課長）

③舘野鉄男議員

1.行政改革について
(1)行政効率を高めるための基本姿勢、簡素効率についての考え

【答】厳しい社会経済状況下で、多様化する行政需要に対応し、地域社会の活性化を図り、住民福祉の向上を図るため、行政改革推進が求められる。

はどうか。

S.60町行革大綱を定め、日常業務の課題として積極的に進めている。（総務課長）

(2)町民参加のための広報公聴機能の充実、町民会議の在り方についてはどうか。

【答】昨年まではブロック別に町民会議を実施していたが、建設的な意見・要望が少なかった。今後は、住民と行政とが建設的な対話ができるように、意見等を聴取する機会・機関等を設けて充実に努力する。（企画課長）

(3)行革大綱の推進状況、反省と問題点。特に補助金について

【答】大綱の三本柱は①事務事業の見直し②民間委託・OA化等の事務改革③公共施設の管理運営の合理化である。これまで町単補助金の見直し、使用料・手数料の見直し、町有車の集中管理等実施し、また、税及び住民情報業務のOA化、宿直制から機械警備への移行と当初の目的は達成した。今後も集中的考えで推進する。（総務課長）

2.当面の行政課題について

(1)仁良川地区の現況測量の進展状況と見通しは。

【答】現在、全体の面積把握のため多角点測量を実施中で、約30%進捗している。この後、水準測量、平板測量を実施し、7月末には完了の予定。秋頃には事業計画を提示できそうだ。4年度には施行区域を決定、5年度に事業認可を取り、6年度に事業着手したい。（都・計課長）

(2)西坪山工業団地企業立地と操業について

【答】自動車部品工業株式会社は、同敷地内の関東ベンダ工業株式会社の建物1800m²を買収して今年7月頃、一部操業開始予定。現在敷地内には4月中旬までの予定で自動車がストックされている。

日本ユニシス・サプライ株式会社は、H.2年9月工場建設着手しH.3年7月完成予定。建物面積7810m²、従業員50名、9月にコンピューター用紙の印刷製造の操業開始予定。（都・計課長）

(3)ごみ収集の民間委託と分別収集体制の推進方策



【答】H.3年度から一部民間委託し細分別収集する。

可燃物；全地域週2回収集

不燃物
- 缶・びん類；月2回収集
- ビニール・プラスチック類；週1回
- その他の不燃物；月1回

乾電池・粗大ごみは従来通り

民間委託地域：下原・下区・西区・日生団地・祇園町・仁良川上・下・自治医大住宅・グリーンタウンの13自治会（保・衛課長）

★今年度の主な事業と予算

《一般会計》 予算額 38億2583万1千円

(単位;万円)

費目	予算額	構成比	主な事業
議会	8,718	2.3%	議員報酬・期末手当 5983,議員費用弁償(本会議日当) 70,議員研修 63,議長交際費 60,議員海外研修(1名) 53,議事録(2部) 91
総務	56,807	14.8	町長交際費 150,行政事務連絡員(自治会長)報酬 575,自治会振興費 242,自治会班長事務費(手当) 350,臨時雇賃金 490,行政事務研修 200,職員研修 75,仁良川簡易郵便局事務委託 120,職員海外研修(1名) 50,職員厚生費 21,積立金(5基金) 8128,町民まつり 700,広報・行政カレンダー 1011,町勢要覧 721、納税協力委員報酬 137,町民税前納報償金 1505,納税奨励金 129,県議・町長・町議選挙費1050,
民生	22,517	5.9	民生委員報酬 139,敬老年金 365,敬老会 367,老人給付費 691,ねたきり老人短期保護事業 53,町社会福祉協議会補助 881,シルバー人材センター補助 700,老人クラブ・連絡協議会補助 246,国保会計繰出 1969,児童手当 1556,保育所(東・西・わかくさ分、人件費含) 9861,
衛生	37,589	9.8	保健委員手当 217,小山広域保健衛生組合負担金 19521,水道会計補助 3000,老人保健事業会計繰出 3364,石けん化推進費 1.5,資源化ごみ回収報償金 36,合併浄化槽設置推進費 998,生ごみコンポスト補助 20,ごみ収集業務委託費 929,在宅保健婦賃金 88,健康審査・成人病検診等委託費1588,
労働	435	0.1	勤労者体育センター清掃委託費 26,備品 12,
農・水	44,929	11.7	農業委員報酬 397,河宇農業共済組合負担金 3160,結婚相談員報償費 22,農林水産祭 18,農業後継者配偶者斡旋報償費 45,産業委員報償費 108,生産体系再編整備計画策定委託 150,やすらぎの森263,後継者育成対策 261,病害虫防除 476,地域特産品振興対策 1008,農協指導事業補助 60,農地流動化奨励事業 420,首都圏農業確立推進・対策事業3135,集落排水事業調査設計委託 87,土地改良区補助金(江川・西南部・町協議会)1486,水田農業確立対策・転作関連補助金 4686,簡易水道事業(水道会計へ) 20200,
商工	1,008	0.3	商工会補助金 580,たばこ消費税確保対策事業 25,

			とちぎ県産品振興会 9,観光宣伝共同事業 5,
土木	80,913	21.2	町道改良・新設工事費等 28494,用地費(4か所) 9530,物件補償費(4か所) 2790,自治医大周辺下水道組合負担金 6080,別処山運動公園整備 12185,西坪山運動公園整備 5902,街路樹管理委託 798,
消防	16,807	4.4	石橋地区消防組合負担金 13309,自治消防団員報酬 1136,団員制服・消防自動車購入 1035,
教育	90,842	23.7	社会科副読本製本 339,祇園小分償還金 1004,小中学校各種大会参加旅費 500,いきいき教育活動実践モデル校(薬小)補助 40,同和教育研究指定校(西校) 27,薬師寺小 3320,吉田東小 2609,吉田西小 15178(うち給食室等改築 12986),祇園小20922(うち校舎増築 17392),南河内中 5838,薬師寺幼稚園運営補助 10,幼稚園就園奨励費 1166,青年海外研修 14,あいさつ運動推進協議会 60,青少年健全育成会 40,各学校PTA補助 16,公民館費(人件費含む) 3691,図書館費(人件費含む) 3903,婦人海外研修(1名) 17,婦人国内研修(40名) 20,婦人のつどい 18,町史編集事業 6516,発掘調査費 2954,薬師寺跡用地取得 5795,町民体育祭 419,体育協会補助金 120,文化協会補助金 30,文化講演会 20,
公債	20,661	5.4	地方債償還金 9653,地方債利子 11006,
予備	1,351	0.4	

※学校費には人件費(公仕・調理員)を含む

☞1人当たりのごみの処理費は1万1153円

小山広域保健衛生組合への負担金1億9521万円の内訳は

共通経費	661万円
保健予防事業費	265
小山聖苑(斎場)	3257
屎尿処理	3288
ごみ処理	8048
リサイクルセンター建設	4000

(ごみ処理・リサイクルセンター建設)→12048万円(ごみ処理関係)

町会計のうち塵芥処理費(収集業務)の予算は: 3054万円(人件費含む)

計 15102万円

⇒1人当たり11153円: (4月1日現在の人口;13540人)

この他、コンポスト購入補助金・資源ごみ回収報奨金・啓発費等が支出されます

予算についての詳細は町広報予算特集号(5月1日発行)をご覧下さい

★祇園小敷地、やっと取得

昭和63年に開校した祇園小学校の用地を公団より取得します。

学校用地費は1/2を公団が負担することになっています。

所 在 地	グリーンタウン57街区1～5
面　　積	23,287m²
取 得 額	8億1504万7800円 (35000円/m²)

※実勢価格(H.2年11月時の公団分譲価格)は91200円/m²

※公団は、土地価格は分譲開始当初ではなく譲渡契約時の実勢価格(H.2年11月時の分譲価格は91200円/m²)を基準に算定としている。

※公団が始めに提示した価格は38000円/m²、交渉の結果35000円となった。

※土地登記は換地処分公告(H.5年3月の予定)の翌日以後

★不可解なボーナスの役職手当

H.2年12月、国家公務員の給与等が改正されたのに準じて、町職員給与等を改正しました。また、議員・町長など特別職の期末手当の率も変わりました。

職　種		改　正　前	改　正　後
町　長 助　役 収入役	期末手当 3月 〃 6月 〃 12月	給与月額×0.5 〃 ×2.1 〃 ×2.5	給与月額×1.15×0.55 〃 ×1.15×2.2 〃 ×1.15×2.6
議　員	〃 6月 〃 12月	報酬月額×1.6 〃 ×2.3	報酬月額×1.15×1.7 〃 ×1.15×2.45
職　員	〃 3月 〃 6月 〃 12月	給与月額×0.5 〃 ×1.5 〃 ×1.9	給与月額×(1.0～1.15)×0.55 〃 ×(1.0～1.15)×1.6 〃 ×(1.0～1.15)×2.0

改正後の職員期末手当に(1.0～1.15)とあるのは、職制上の段階、職務の級等を考慮して、町規則で定める職員の区分に応じて決められる割合、つまり役職加算です。

役職加算率	職級	職　務　の　名　称
1.0	1級 2級 3級	主事補 主事 困難な業務を分掌する主事
1.05	4級 5級	係長・主査 副主幹・困難な業務を分掌する係長及び主査
1.10	6級	主幹・課長補佐・困難な業務を分掌する副主幹
1.15	7級 8級	課長・事務局長・室長・館長・困難な業務を分掌する主幹 参事

☞今回の大きな改正点は①期末手当の率の改定
②期末手当に役職加算導入　が大きなもの。
従来　期末手当基礎額＝（給料＋扶養手当）の月額　が、
改正後　〃　＝{（給料＋扶養手当）の月額}×（1.0〜1.15）
となり実質的に役職加算されるのは係長・主査以上のクラスで、昨年12月の時点では、職員119名中受給対象者は５９名(49.6%)に過ぎない。
内訳は 5%加算;41人、10%加算;2人、15%加算;16人 と聞いた(総務課長答弁)。
給料は職務の対価であるから、昇格すれば昇給する。期末手当算定の基礎となる給料には既に役職に応じた差があるのに、何故、それに加えて更に役職加算をしなくてはならないのだろう。これでは給料と役職加算と相乗的に加算される。期末手当時にも支給される勤勉手当も役職加算。受給されない人も半分はいる一方で、特別職と議員は一律15%加算。役職さえあれば、能力・実績とは無関係だ。
偉い(?)と言われる人ほど実入りが大きい。納得できないな——。
役職に見合った給料が足りないと言うのなら、誰にも分かり易いように本給を上げれば？さもなければ年俸額をはっきりさせれば良いのに・・・。

★町教育研究所を設立

教育委員会内に教育研究所を設置しました。

目　的；教育に関する研究調査及び教育関係職員の研修を行う。
事　業；1.学校教育及び社会教育に関する専門的・技術的事項の調査研究
2.教育関係職員の研修
3.その他目的を達成するために必要な事業
（これらの業務を遂行するために、調査研究部会と教育相談部会を設けることができる。：施行規則）
職　員；所長・研究調査職員・教育相談員・事務職員
但し、教育長・教育委員会事務局職員を充てることができる。
（所長は教育長が兼ね、職員は教育委員会が任命・委嘱する。：施行規則）

4月より指導主事設置することになり、その職務を明確化するために研究所を設置します。

☞教育研究所を設置することは、幅広い教育活動が期待でき大いに歓迎している。しかし、説明を聞いていて何とも釈然としなかった。
この春配置された指導主事は、学校教育に関しての指導主事であり社会教育の分野は関与しないという。当面、研究所は学校教育のみについての活動である。
現行の教育委員会事務局設置規則には事務局の分掌事務が明記されている。

教育総務課(学校教育係)
:
4．校長·教員その他教職員の研修に関すること
5．学校の組織編成、教育課程、学習指導に関すること
:

指導主事の期待される職務は、事務局設置規則の中に既に明記されている。教育委員会教育総務課職員の事務分担を明確にすれば、それで指導主事の職務ははっきりする筈である。今、研究所を設立するなら、スタート時から目的に沿った体制を整え、それなりの機能を発揮すべきではないか。

こうした素朴な私の疑問に対し、得られた答えは『県内の他市町村では、指導主事を設置するにあたり研究所を設立している。将来は社会教育まで広げたい。平成3年の職員配置は現状維持』(教育長·教育総務課長)。そして、これは教育委員会議で検討した結果であると付言した。
ところが、予算書では指導主事の人件費は“研究所費”ではなく、“事務局費”に計上されている。

基本的に、研究所設立に反対するのではない。しかし、指導主事の役割(教育委員会事務局の分掌事務に含まれている)は現行規則で既にあるのだから、更に研究所設立というなら、それなりの体制を整えるべきだ。設立は内容·事業·体制等更に具体的に煮詰めてからでも遅くはない。もっと実質的な検討が必要なのではないだろうか。“生涯学習”に思いを馳せると、学校教育ばかりではなく社会教育をも常に意識しなければならない。

何とはなしに、単に他市町村でそうだから、との理由で提案してきた教育委員会(建前上は町長)の姿勢に腹が立った。

表決では賛成した。今後の充実を期待して・・・。教育委員会、公民館等も含めて、体制·組織の在り方を抜本的に検討して貰いたい。

★『町職員の退職手当に関する条例』は廃止しました。

６３号で報告したように、南河内町は県内7市37町村21一部事務組合で構成する『栃木県市町村職員退職手当組合』に加盟しています。にも拘らず、『南河内町職員の退職手当に関する条例』が存在していました。昨年１２月の定例会で明らかになったこの矛盾を整理しただけです。詳しくは６３号をご覧下さい。

☞定例会で『おかしい、変だ』と指摘したのは私自身なのに、その直後の臨時会での廃止案には賛成しなかった。大昔に廃止すべきなのに、何故今頃になってなのか、はっきりしなかった。単純な事務ミスに違いないのに、率直に認めようとしない姿勢がおもしろくなかった。感情的になり過ぎたと反省している。廃止は当然な措置です。

あとがき

4月中には発行しよう、連休明けには出さないと･･･と思いばかりで、書き始めたのは4月下旬。延々とひと月半もかけてやっと書き上げました。何とか6月定例会の前までには、お手元に届けられると良いのですが。

集中的にこの仕事に取り組めないことが大きな原因とは思いますが、それにも増して、がむしゃらではなくなったからではないかと自ら感じています。諦め的な心情もありますが、あくせくしても仕方がない、ゆとりをもっておおらかに･･･等と妙に悟った(?)気分です。

『労働時間は週40時間』を目指して、3月には、町職員は週44時間と2時間短縮されました。その分はゆとりとして、今までの生活に潤いを持たせなければなりません。家庭を顧み、地域に目を向ける時でもあります。

私自身も少々考え直さなくてはと反省しています。家族や友人や周囲との人間関係など、仕事以外にも目を向けなくてはと痛感しています。

しかし、その結果、いつも『町議会速報』では情けないですね。仕事の優先順位をどう決めるかが鍵なのでしょう。しかし、考えているといつもジレンマに陥ります。

経験を重ねるほどに、年をとるほどに自分の未熟さが見えて来て、全く恥ずかしい限りです。少しは成長しているのだろうか。

この春の町長選挙にあたり、立候補予定者を知ろうと有志が集まり公開学習会を開催しました。有権者として当然の行為と思うが、選挙管理委員会は『事前運動になるおそれがあるので、差し控えて欲しい』とつれない態度。

個別訪問などの事前運動は日常茶飯事的なことと黙認されていたが、公平に学習しようというのには難色を示す。選挙法はどこか変だと思わざるを得ません。

一人一人の考えは異なるけれど、一つのことをみんなの結集で実現できたことは素晴らしいと感じ入っています。学習会そのものの内容以上に、勉強になった。

この企画をした『次期町長を知る会』は、現在『新町長と語る会』を開こうと準備を始めたところです。6月中旬以降の日曜日という予定で進めています。住民が気軽に町長と対話できれば・・・と願っています。

6月の第2回定例会は
6月12日午前9時に
招集されています。3日間位の会期が予定されています。
傍聴にお出掛け下さい。

下野新聞

論説

女性進出　現実的な飛躍を

本紙、読者の声特集の「モニターから一言」欄で、今市市の公務員斎藤典子さんは「県政界唯一の女性議席を守り抜いた足利市の青山さんに拍手を送りたい。新県議の横顔の中でもほかの議員にはない細やかさが出ていて、『人のために尽くす大切さを知った』という言葉の中には男女平等とか女性の地位向上など、世の中の動きの中で忘れかけている大切なものを感じた」と冒頭の部分で述べていた。

実は今回の統一地方選挙で、県内の女性議員は選挙前議席に比べ、県議会は一議席で変わらなかったものの、市町村議会では十議席増の二十八議席に大躍進を果たした（県地方課調べ）。総議員定数に占める女性議員の割合はまだまだほんのわずかだが、そうした中での議席躍進は女性の地位向上の意味からも喜ばしい限りである。この進出をバネに、今後もっともっと議席拡大を期待したい。

折しも、政府が女性の地位向上を目指して一九八七年に策定した「西暦二〇〇〇年に向けての新国内行動計画」の見直しを求める意見書が去る四月十日、海部首相に提出された。首相の私的諮問機関である婦人問題企画推進有識者会議（座長・縫田曄子市川房枝記念会理事長）が、昨年から討議を重ねてきたもので、これに基づき今月中には九一年度から五カ年間のガイドラインとしてまとめられ、具体的な推進段階に入る。

各省庁にわたる国内行動計画は、国の女性に関する総合的な政策目標を定めたものだが、ふだんあまり話題として登場することはない。主として国、地方自治体の政策立案の際の基本的な考え方、目標設定にかかわるものだからだ。

しかし、これは言うまでもなく世界的な女性の地位向上のための行動と密接に連携している。一九七五年に始まった「世界行動計画」以降、女性の憲法ともいうべき「女子差別撤廃条約」を経て、八五年に「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」がつくられ、今、世界各国はこの将来戦略による目標の完全実施のための行動に移っている。現行の新国内行動計画も、その趣旨に沿って二〇〇〇年末までの目標を設定したものである。

それは、性別による役割分担意識を変えていくことから、教育、雇用、政策参加、福祉などまで多岐にわたって男女平等な社会参加の実現を提案している。各省庁はそれぞれにかかる課題に取り組んでいるのだが、その実現が遅々として進まないために、その意欲不足がよく指摘されている。

今回、新国内行動計画が大枠においては変わらないながらも見直しが迫られたのは、九〇年に「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直しに伴う勧告」が国連で採択されたからであった。つまり実施のペースを速めることが世界的に求められたのである。

見直し勧告の主要点は、九五年までに指導的地位に就く女性の割合を現在の八・二％から三〇％に増やすことにある。これは政策や方針決定への女性の参加を重視したもので、日本の計画では国の審議会の女性委員の割合を九〇年度末まで一〇％、二〇〇〇年末まで一五％と定めていた項に該当する。目標値と期間が一気に厳しい条件となり、今回の見直し意見書では、今後五年間に一五％を目指すべきだと、前倒しする提言が出されたのである。

女性委員の登用は、社会で今、専門的な能力を持った女性がどれだけ活躍し、しかも社会的な評価と待遇をかち得ているかのバロメーターといえる。例えば、国の審議会には大臣や各省庁の局長など特定の職に就いていることを要件とする職務指定委員（四百五十人）や、関係団体の推薦で決められる委員（八百三十五人）が、全体の四分の一近くを占めている。だが、もともと女性を主要ポストに起用していないため、その枠はゼロに近いほどの低い率になっている。

総理府の調査によれば、確かに女性委員の数は毎年わずかにせよ増え続けているが、女性委員の全くいない審議会は三〇・四％に上る。また女性委員の全体に占める比率は八・二％（いずれも九〇年十一月現在）で、現行の目標値一〇％にも達していないのが現状である。

女性に不向きの審議会が多いといわれる通産省は五・九％、人数の多いと予想される文部省でも九・三％（いずれも九〇年三月三十一日現在）であり、都道府県・政令指定都市の審議会の場合も女性の割合は八・八％という。いかに全体として女性の積極的登用が遅れているかが分かる。

その理由として、専門分野に女性が少ない、推薦団体が女性を出してこない、といったことが挙げられている。しかし、学識経験者の把握は十分行われているのか、推薦団体の種類は現行のままでいいのか、時代に即した見直しを柔軟な姿勢で検討しているのか、これらの努力が不足しているように思われてならない。今度設定された目標値はさらに高く、一層の理解が求められる。

女性の「地位向上」や「各種委員登用による政策参加」が、言葉だけに流されることなく、現実に飛躍的に前進することを切に願う。